

保 健 福 祉 委 員 会 記 録 (No. 38)

1 日 時 令和6年11月14日(木)
午前10時05分 開会
午前11時53分 閉会

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員(10人)

委 員 長	村 上 直 樹	副 委 員 長	小 宮 けい子
委 員	日 野 雄 二	委 員	鷹 木 研一郎
委 員	金 子 秀 一	委 員	山 本 眞智子
委 員	白 石 一 裕	委 員	伊 藤 淳 一
委 員	荒 川 徹	委 員	井 上 しんご

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

保健福祉局長	武 藤 朋 美	総合保健福祉センター担当理事	古 賀 佐代子
総務部長	塩 塚 博 志	総務課長	和 田 訓 尚
地域共生社会推進部長	中原田 香 織	保護課長	大 久 伸 治
長寿推進部長	小 野 祐 一	長寿社会対策課長	徳 永 晶 子
介護サービス担当課長	日 高 里 恵	障害福祉部長	坂 元 光 男
障害者支援課長	久 保 利 之	子ども家庭局長	小笠原 圭 子
子ども家庭部長	右 田 圭 子	総務企画課長	井 上 智 史
認定管理担当課長	石 松 亨 介	子育て支援部長	緒 方 克 也
子育て支援課長	児 森 圭 介	外 関係職員	

6 事務局職員

委員会担当係長 梅 林 莉 果 書 記 森 浩 次

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	陳情第207号 住宅扶助基準見直しの意見書提出を求める陳情について	継続審査とすることを決定した。
2	陳情第206号 児童養護施設における児童虐待等の実態について	継続審査とすることを決定した。
3	指定管理者候補の選定結果について(保健福祉局所管分)	保健福祉局から別添資料のとおり報告を受けた。
4	指定管理者候補の選定結果について(子ども家庭局所管分)	子ども家庭局から別添資料のとおり報告を受けた。
5	新型コロナウイルス等感染症への対応について	調査結果について、別添報告書(案)のとおり取りまとめることを決定した。
6	いきいき長寿プランについて	
7	子育てしたいまちづくりについて	

8 会議の経過

(陳情第207号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。)

○委員長(村上直樹君) それでは、開会いたします。

本日は、陳情の審査を行い、保健福祉局から1件、子ども家庭局から1件、それぞれ報告を受けた後、所管事務の調査を行います。

初めに、陳情の審査を行います。

まず、陳情第207号、住宅扶助基準見直しの意見書提出を求める陳情についてを議題といたします。

本件につきましては、議会に意見書の提出を求めるものですが、審査の参考とするため、当局の説明を求めます。保護課長。

○保護課長 それでは、陳情第207号につきまして、当局の考え方を御説明いたします。

生活保護制度は、法定受託事務であり、関係法令をはじめ、国の定める通知等に基づき運用されることとなっております。また、生活保護費の基準額につきましても、厚生労働大臣が定

めることとされております。

住宅扶助基準の限度額につきましては、都道府県、指定都市、中核市ごとに設定されております。北九州市における住宅扶助費の限度額は、単身世帯の場合、2万9,000円となっております。現在の住宅扶助基準は、平成27年に改定されたものでございます。改定に当たりまして、国は、全国350万件の物件を調査し、平成26年8月の段階で生活保護を受給されている方の住宅状況を調査、検証した結果を踏まえまして、決定したものでございます。具体的な内容といたしましては、単身世帯で25平米、2人世帯で30平米のように最低居住面積水準を設定いたしまして、その基準を満たす民間住宅物件を一定程度確保可能な水準とし、当時の家賃動向等も踏まえまして、住宅扶助基準を決定したものでございます。

国への要望状況でございますが、北九州市といたしましては、生活保護基準の改定実施に当たり、生活扶助や住宅扶助の基準が地域の生活実態を踏まえたものとなるよう、これまで大都市民生主管局長会議を通じて国に提案しており、今年度も実施したところでございます。

なお、現在の住宅扶助基準につきましては、国の社会保障審議会生活保護基準部会における検証等を踏まえ、国において決定されたものであることから、北九州市として平成27年の改定以前の住宅扶助基準に戻すよう求める要望等は行っていないところでございます。

当局からの説明は以上でございます。

○委員長（村上直樹君） それでは、陳情の審査を行います。陳情は意見書の提出を求めるものとなっておりますので、委員の皆様は陳情に対するご意見などをお願いいたします。また、執行部に対しては、意見や要望ではなく、説明に対する質問を行っていただきたいと思っております。

なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

それでは、陳情に対する意見や執行部への質問はありませんか。荒川委員。

○委員（荒川徹君） それでは、今の説明に対して、陳情の文章も含めてお伺いいたします。

まず、県内の市町村を含めた自治体の中で最低ということですが、これに間違いありませんか。

○委員長（村上直樹君） 保護課長。

○保護課長 福岡県内の状況でございます。北九州市は、先ほど申し上げたとおり、単身世帯につきましては2万9,000円の限度額となっております。福岡市が3万6,000円、久留米市が3万1,000円という状況で、それ以外の福岡県内で2級地と呼ばれる地域につきましては3万2,000円、同様に3級地につきましても3万2,000円ということで、県内で住宅扶助基準額が一番低いというのは事実でございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 不動産のいろんな情報を持っていらっしゃると思いますが、県内の他の都市と比べて非常に低い設定になってはいますが、これは国が決めるって言われたけども、市とし

ては、今の住宅扶助額が妥当であるとお考えでしょうか。

○委員長（村上直樹君）保護課長。

○保護課長 生活保護の基準につきましては、厚生労働大臣が定めるということになっております。国の審議会の議論を踏まえて適切に設定されたものと考えておりますので、北九州市として、この金額が妥当であるかということにつきましては、特に申し上げることはございません。以上でございます。

○委員長（村上直樹君）荒川委員。

○委員（荒川徹君）先ほど、国に対しては今の物価の動向等を踏まえて見直しを要望しているとおっしゃいましたよね。具体的なことはないんでしょうけど、家賃というのも、今の社会情勢を踏まえて、上がっていつているんじゃないかと思うんです。だから、具体的な住宅扶助の基準だけじゃありませんけど、全体として物価も上がっているし、生活保護受給者の方々は非常に厳しい状況になっているでしょう。これは、もう生活保護の方だけじゃありません。全体的にそうですけど。そういう意味では、具体的な意見を上げていく必要があるんじゃないかと思うんですけど、この点についてはどうでしょうか。

○委員長（村上直樹君）保護課長。

○保護課長 委員御指摘のように、物価につきましても大きく動いているということがございます。そういったことも踏まえまして、大都市民生主管局長会議の中では、今後、令和7年度の基準改定が控えておりますので、物価高騰の対応策を含めまして、生活扶助基準、そして、住宅扶助基準については、大都市など地域の生活実態を踏まえたものとなるようにしっかり検討していただきたいということで提案しているところでございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君）荒川委員。

○委員（荒川徹君）生活実態を踏まえて見直してほしいということですが、生活実態を市としても把握する必要があると思うんです。そうしないと、生活実態を踏まえて見直してくれと言っても説得力がないですよ。それで、一定の調査なり把握なりはされているか、する予定はあるか、聞かせていただけますか。令和7年度に改定が予定されているんですよ。それに向けて、具体的な要望事項として、実態を踏まえた市としての意見をぜひ上げるべきだと思うんですが、その辺のお考えを。

○委員長（村上直樹君）保護課長。

○保護課長 住宅扶助費の支給状況、支出状況等については、私どもで整理等はしておるんですけども、いわゆる住宅扶助基準の適否については、国で細かい分析等がなされた上で決定していくということもございまして、私どもが統計データ等を取って、国に提出して検討いただくことまでは考えていないというところでございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君）荒川委員。

○委員（荒川徹君）それは、要望しておきます。要望する以上は、こういう実態と基準がかい

離しているということをはっきり指摘する必要があると思うんです。ですから、それはぜひ調査をして、それを踏まえた要望をやっていただきたい。

それで、現に生活保護を受けていらっしゃる方とか、あるいは、生活保護の申請の相談に来られる方の中で、住宅扶助基準がこれでは、とても物件はないよってというようなことで相談を受けている件数とかはわかりますか。

○委員長（村上直樹君） 保護課長。

○保護課長 今委員がおっしゃられたような、単身の方であれば2万9,000円という基準で家が借りられなくて困っているという御相談っていうのは、特に承知はしておりませんが、ただ区役所でそういった御相談があれば、適切に不動産業者を複数御案内して、地域でそういった物件がないかということをご直接伺っていただいて、物件探しをしていただくようお願いしております。その結果、それでも見つからないといったお話というのは特に聞いておりません。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 初めから基準がそうなっているからっていうんで、もうそもそも相談をしないとかということもあるんじゃないかと、私自身がいろんな相談を受けて思っております。ですから、それはぜひ把握していただきたいんです。その上で、先ほど言いました国に対する要望等もそれを踏まえたものにしていく必要があると思いますので、さっきの点も含めて要望しておきます。

それで、平成27年に改定されたときに、改定後の基準額よりもそもそも高いところに住んでいらっしゃる方は今どうなっているのでしょうか。

○委員長（村上直樹君） 保護課長。

○保護課長 住宅扶助の基準が改定された後の9月時点の数字を捉えているんですけども、通学や通勤に著しく支障があるとか、病院への通院等に支障があるとか、あるいは、高齢であったりとか障害があったりとか、そういった転居をすることで生活が不安定になるとか支障があるというケースについては、国が経過措置を設けましょうということで、具体的には3万1,500円の旧基準適用のままで引き続き居住していただくという対応をしております。多くの方がその経過措置の適用を受けたと承知しております。平成27年当時からかなり年月が経過していますが、現状、旧基準の単身3万1,500円で生活されている方が879世帯、さらには新しい基準の2万9,000円超から3万1,500円という範囲と捉えますと、1,500世帯ぐらいが引き続き旧基準の住宅扶助の適用を受けているという状況になっております。平成27年の扶助基準の改定以降は、新基準、現行の基準で2万9,000円以内という話でしたけれども、それ以前の方についてはそういった経過措置を適用しているのので、当時多くの方に経過措置が適用されて、その後、時間の経過とともに減ってきたという状況にあると承知しております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 分かりました。それで、現在生活保護を受給されている方で、単身の場合は2万9,000円ですよ。その方が、例えば障害を持つようになったとか、あるいは、要介護状態になったとかで転居が必要と判断された場合で、どうしても住宅扶助基準に見合う転居先が見つからないというときは、特別の手だてがあるのでしょうか。

○委員長（村上直樹君） 保護課長。

○保護課長 基準につきましては、今委員がおっしゃるように特別な基準というのが設けられておきまして、例えば住宅扶助でございましたら、単身世帯で2万9,000円という基準の原則があるんですけども、その家賃により難しいような障害があるとか、高齢で足が不自由で、どうしても住居の確保が難しいという場合につきましては、単身世帯で3万8,000円といった基準も設けられております。個々のケースの状況に応じてという話になりますので、そのあたりについては、ADLといったところも見ながら、必要があると認められれば、そういった特別基準の適用もあるということでございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） じゃあ参考までに、特別基準を適用されているケースはどれぐらいあるのでしょうか。

○委員長（村上直樹君） 保護課長。

○保護課長 申し訳ございません。特別基準の適用世帯数については、データを持ち合わせておりません。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 調べたら分かりますか。

○委員長（村上直樹君） 保護課長。

○保護課長 お時間をいただいて調査をすれば、データ整理をすれば、確認できると思います。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） では、それは調べていただいて、教えていただきたいと思いますが、よろしいですか。

先ほども申し上げましたが、要するに実態を踏まえた改定になるように、令和7年度の改定に向けて、ぜひ市としての具体的な要望を上げていただきたいということをお願いしておきたいと思っておりますし、併せて受給者、あるいは、申請を相談する方からいろんな相談があると思っておりますので、それは現場でしっかりと寄り添った対応をしていただきたいということを要望しておきたいと思っております。以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほか陳情に対する意見、質問はありますか。山本委員。

○委員（山本眞智子君） 今御説明いただいて、かなりのことが分かったんですけど、この陳情

の中で、まとめてみると、平成27年に改正されて、それで経過措置を設けたっていうことで、3万1,500円から2万9,000円になったとき、差額が2,500円ですか。ここに書いてあるように、3万1,500円を家賃として支払っていて、改正されたら2万9,000円の家賃で、差額の2,500円に関しては、共益費っていう名目で取られているっていう考え方でいいんですか。それは、人によって違うのかもしれませんが、そういった2,500円を共益費で払っていたら、結局生活費が2,500円減るっていうことですよ。市はその辺をどのように指導しているんですか。もしくは、そういう方がいらっしゃったら、引っ越したほうがいいですよっておっしゃって引っ越し代を払うのか。あるいは、今のところがいいって御本人がおっしゃったら、じゃあ2,500円、生活が圧迫されますけどいいですかみたいな。そういう方ってどのぐらいいらっしゃるんですか。市の対応と、改正があった後、どのぐらいの方が共益費で2,500円ぐらいを払っているのか。割合とかが分かったら教えてもらいたい。

○委員長（村上直樹君） 保護課長。

○保護課長 平成27年7月に、今委員がおっしゃった改定があったわけですがけれども、先ほどのお話は、それぞれの御家庭の状況に応じて、転居によって支障があるという場合については経過措置の適用ができるという制度が設けられておりまして、実際には3万1,500円の家賃のまま据え置かれた方がかなり多いというのが実情でございます。調査時点は完全に調査が終わっている段階ではないんですけれども、その当時に調査をした結果によりますと、1万6,000弱の世帯へ住宅扶助の支給がある中で、1万5,000弱の世帯が何らかの経過措置を受けられるという形になっておりまして、世帯の95%は経過措置の適用ということで、引き続き現行の家賃を適用するという形になっておりました。なので、住宅扶助基準の改定があつて、直ちに不動産業者さん、大家さんが3万1,500円から2万9,000円に引き下げたということではなくて、3万1,500円のまま適用される方がほとんどであったということで、特に大きな賃貸借契約の変更等はなかったのではないかなと考えております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 山本委員。

○委員（山本眞智子君） 実際に、家賃は2万9,000円で支払っているけれども、共益費として3,000円とか4,000円の支払いをしている。その共益費は、生活保護費から出ないから、生活が大変苦しいっていう御相談をいただいたんですが、管理費、共益費っていうものが生活保護で支給されないと、結局は生活を圧迫していくじゃないですか。その辺をどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（村上直樹君） 保護課長。

○保護課長 共益費の考え方についてですけれども、不動産の表示に関する公正競争規約施行規則というものを不動産公正取引協議会連合会が出しておるんですけれども、それを見ると、共益費については、家賃の5%から10%程度という形で設定されているケースが多いとの記載があるんですけれども、共益費については住宅扶助で支給する対象経費にはなっておりません

ので、2万9,000円の家賃で、例えば2,000円の共益費ということになりますと、2,000円の部分については生活扶助の一部を充てていただくということでございます。けれども、これについては、その物件を利用するに当たって、共同スペース等は、そこに住んでいらっしゃる方がお金を出し合って、いわゆる利益を享受するという考え方でございますので、そこは一般の生活費の中でのやりくりという形で対応していただくという捉え方でございます。

なお、例えば今住んでいらっしゃる住宅で、家主さんから高額な共益費を要求されるということがあれば、そのの部分については、他の賃貸住宅への転居ということもできるという規定を国が示しておりますので、一律にこの額を超えるととかというものはないんですけれども、その物件に対して共益費が明らかに著しく不当な額という話になれば、そういった別の住宅への転居ということも認めているということになっております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 山本委員。

○委員（山本眞智子君） 分かりました。相談いただいた方は、4,000円とか5,000円ぐらいの共益費なんで、生活への負担が大きいです。でも、それに対して引っ越しをする費用もないってというような形での御相談ですけど、そういうときってというのは、ちゃんと生活保護費から引っ越し代とかが出るってという説明はあるんですか。

○委員長（村上直樹君） 保護課長。

○保護課長 その共同住宅に対して共益費、管理費が著しく高額というときには、転居に際しては費用がかかりますけれども、そういった費用を生活保護費で支給することができるという制度が設けられています。けれども、例えば管理費とか共益費がその物件で適切に積算されて、いわゆる積み上げられた形の中で設定されたものという話で、その内容が合理的なものであれば、直ちに不当なのかという話になってきますので、ケース・バイ・ケースで御相談いただいて、福祉事務所として最終的に判断して、これは不当ではないかという判断があれば転居が認められると。そういった転居費用も生活保護費で支給できるということになっております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 山本委員。

○委員（山本眞智子君） 分かりました。ありがとうございます。この物価高騰の中でかなり大変な生活をされている感じがうかがえて、この部分が分からなかったのでお聞きいたしました。こういった改正が平成27年にあって、今度は令和7年っていうことは、10年に1回の改正っていうことですか。そうだったら、10年間で経済状況がかなり変わってくるので、国に要望しているっていうことをおっしゃいましたが、ぜひしっかりとその辺のところを考えて要望していただきたい。

思うんですけど、私が議員になったときはあの町なかでも2万9,000円の物件ってあったんですけど、今はもうほとんど探せないです。本当に丘の上とか山とかへき地に行かないと2万9,000円ぐらいのものが探せなくて、高齢になって働けなくなって生活保護のお世話になって

いる方は、地域を重要視されるんです。友達がいるとか、地域の実情で自分はここに住みたいと。それを安い家賃のために全く知り合いのいないところに行くってなったら、少し生活を切り詰めてでも、今のところで共益費を出してでも頑張りたいっていう方がすごく多いような気がしますので、ぜひその辺の北九州市の実情等も踏まえて、きちっと国へ要望していただきたいということを要望しておきます。以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほか陳情に対する意見や質問はありますか。伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） 冒頭に、平成27年に改定されて、扶助額が県内で最低であるというような説明をされたんですけど、改定前のレベルでいくとどうなんですか。改定前からもうそういうレベルなんですか。

○委員長（村上直樹君） 保護課長。

○保護課長 単身世帯で3万1,500円というのが旧基準なんですけれども、この基準が県内でどうであったかというのは、今手元に具体的な資料がないので、申し訳ございませんが、お答えができないということでございます。

○委員長（村上直樹君） 伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） ぜひ調べていただきたいんですけど、そのときから最低じゃなかったのかなって思うんですけど。とにかく説明を聞いていくと、その下げ幅っていうのが2,500円と言われましたけど、県内で一番大きいと思うんです。私が調べてみると大きいわけですけども。となると、当時は北九州市の中でそれだけ安い物件が多くあったんだという理解でいいんですか。

○委員長（村上直樹君） 保護課長。

○保護課長 国が住宅扶助の基準改定をするに当たっては、先ほども御説明しましたけれども、総務省のいわゆる住宅計画等で統計を取って、その統計データを基に350万件というデータを使用して特別調査をしたと。さらには、実際に生活保護を受給されている方の実態調査ということで約11万件の調査をしたり、あるいは、民間の賃貸住宅160万件についても詳細に分析をした上で、審議会で住宅扶助基準を決定したと聞いておりますので、当然北九州市内の物件についても相当数が調査されていると考えております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） 先ほど山本委員も言われたんですけど、とにかく物件がないんです。へき地というような表現をされましたけど、本当にへんぴなところにあって、これって本当に紹介していいのかなというような物件ばかりなんです。入れるところがあったら紹介していただきたいんです。我々が相談に行ったら、区役所でそういう物件は紹介していただけるんですか。そんな情報はあるんですか。

○委員長（村上直樹君） 保護課長。

○保護課長 私どもは、不動産業者の賃貸情報を直接保有して、生活保護を受給されている方、

あるいは、相談される方に御提示するという事はしておりませんが、当然そういった住宅の確保についての御相談を受けることもありますので、御本人が一番住みたい地域であったりといったところの不動産業者さんを複数社、こういった不動産業者さんがいますよということで、そこに御相談に行かれてくださいというふうな御案内をしているところでございます。そういうときに、現状の生活保護基準の2万9,000円という金額の中で住居を確保できなかったという話は承知はしておりませんが、何らかの形で借手側が状況を見ながら探されたということではないかなと考えております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） 相談がないということは、もう泣く泣く入っているんですよ。妥協しないと、とにかく住むところを見つけないといけないわけですから、泣く泣く入っているのが、全部じゃないかもしれないけど多いんです。そういう相談も多いです。だから、本当に実態とかい離しているんだなと思います。

それから、もう一つ心配なのは、そういう安い物件というのは、ほとんど耐震構造じゃないんです。こういう状況の中で、いつ地震が起きてもいいようになっていか、あってもおかしくないような状況に今なっているじゃないですか。そういったときに、本当に一番にこういう住宅が壊れていくんじゃないかなという心配もいっぱいあるわけです。今地震とかが多いじゃないですか。今年も1月1日からそんなことがあったり、南海トラフの件があったりとか、周りではどんどんそういうニュースが増えてきている中で、本当にそういう物件に住んでいただいているのかなという心配もあるわけです。それは別のところだと思うんですけど、相談を受ける我々には、そういう問題もあるわけです。そういう市民の生活を守る、命を守るというところでも、本当にこれは急いでいかないといけないし、国の事項だからということもあるかもしれないけども、そういった今の状況等も併せて、市からももっと強く言うていただくということが私は必要なんじゃないかと思うんです。やっぱり市から言うていただかないと、なかなか前に進まないということもあるんで。そういった新たな状況も踏まえて、命の危険もあるといったようなことも踏まえて、要望を強く言うていただきたいなと思っています。以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほか意見、質問はありますか。井上委員。

○委員（井上しんご君） では、お伺いをいたします。

先ほどのやり取りをお伺いして、国が平成27年に350万件の物件を調査して、実態に合わせて改定されたっていうお話で、3万1,500円から2万9,000円に下がったっていうことでした。次の改定が令和7年ということで、国のサイクルは10年に一遍みたいな感じがするんですけども、そういった形での国のサイクルなのか、確認させてください。

次に、2点目です。先ほどもいろんな議論をされたように、ちょうど平成27年当時っていうのは、まだデフレの時期でもあって、国としても非常に物価を上げたいけどなかなか上がらないっていう状況が続いていたと思います。八幡東区で、ざっと不動産情報を見ると、19平米と

かその辺だったら、マンションタイプで2万2,000円とか2万5,000円のは幾つかあるんですけども、先ほど言われた国の基準で、25平米の一人暮らし、30平米の2人暮らしということで、25平米を見ると、大体2万6,000円とか2万8,000円っていう形で、これは要はワンルームにキッチンが別っていうぐらいな、それほど広くはないという状況です。先ほど、市としてはそういった統計データを取って調査はしないっていうお話でした。しかし、自分でも、ぱっと短時間でこういうふうにネットを見ると今の状況も分かりますし、前に不動産屋さんに聞いたんです。枝光の付近は結構安い物件、マンションが多くて、しかし、最近イオンやアウトレットができて、従業員さん向けに非常に人気が高くなっていると。歩いて近いというのもあって、家賃も若干上昇傾向にありますと。プラス、先ほど皆さんが議論されていましてのように、営繕費とか修繕費、また、いろんな部分の管理費も上昇しているっていうことで、リフォーム代も含めて、それは家賃に転嫁されているわけですけども、家賃も物価上昇の影響を受けていると。一時期は随分と下がったんです。今言った2万5,000円とか2万2,000円の物件って、以前は3万6,000円ぐらいで貸していたんですけども、どんどん下がって今は2万円台で貸しています。でも、そういったところでも若干上げているっていう状況があるようです。こういった部分でも、実態を踏まえないと、国に対して意見を言う、また、大都市のそういった政令市の会議の場でも、国が決めているからそれに従いますって言うんじゃないくて、市としてそういった状況がありますよと。八幡東区でそれですから、黒崎とか小倉はまだ高いですね。国の統計調査を超えるような調査ってできないかもしれませんが、そういった情報を踏まえて、国に対して、いろんな会議の場での議論の参考にしてもらいたいという点について、見解を聞かせてください。以上です。

○委員長（村上直樹君） 保護課長。

○保護課長 まず、生活保護基準の改定サイクルでございますが、5年に1回、生活保護費の基準については改定がございます。現行の改定は、令和5年から2年間という時限で基準が設定されています。それ以前は5年刻みで基準改定が行われておりますので、前の改定が平成30年と、その前が平成25年という形になっています。住宅扶助の基準改定については、通常のサイクルとは別に、国で住宅扶助基準の見直しが必要ではないかという議論があつて、平成27年7月から新基準になっているということでございます。それ以降、住宅扶助の基準については変更等がないという形で、現行も適用になっているということでございます。

国への要望ということなんですけれども、先ほど大都市民生主管局長会議で共同提案という形で提案すると。それ以外の場面でも、例えば大都市民生主管課長会議であつたりとか、そういった場で議論をしたりとかというふうなこと、あるいは、日常的に例えば厚生労働省とやり取りする中でお話をするという場面もないわけではありませぬので、そういった場面を捉えて、しっかり現下の経済情勢を踏まえて、物価高騰の状況を踏まえて、今度の基準改定に当たってはしっかり見直しをしていただきたいということをお届けすることは可能かなと思っております。

す。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 井上委員。

○委員（井上しんご君） 分かりました。市の方も多分把握されていると思うんですけども、ここ数年の物価っていうのは、円安も続いて、いろんな国際情勢の激動もあって非常に上がっている状況です。本当に野菜とかでも、以前は100円ぐらいで売っていたハウレンソウも今は200円前後とかと非常に高くなっているというのが実感としてあります。ですから、ここで生活されている市の職員の方もそういったのを肌で感じておられると思いますので、ぜひそういった肌感覚も含めて、現状をしっかりと伝えてもらって、令和7年の改定ということで、ぜひそこで引き上げられるように力を尽くしてもらいたいと要望して終わります。以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほか。金子委員。

○委員（金子秀一君） 1点教えていただきたいんですが、今回下がった部分で、どういう計算式かは分からないんですけども、今単純にハトのマークの全国宅地建物取引業のデータから算出しているんですが、全国の統計データで北九州市の家賃相場、アパート、1K、1DKを見ると、各区によって値段が全然違うんです。平均の値段が。これは、恐らく山側で空いている地域とかの家賃が平均を結構下げているっていう部分もあるのかなと思います。そういった北九州市の傾斜地に家があるような地域と平野の地域、そういう地域の実情に合わせた家賃設定っていうのをお願いできないかと。各区によって平均がばらばらなので、例えばもう一番上と一番下は切って、残りの平均ですとかとなると、ちゃんとした平均値っていうのが、ひょっとして出せるのかなと思ったんですけども、これについて御意見はありますか。

○委員長（村上直樹君） 保護課長。

○保護課長 現行の住宅扶助基準の決定に当たってのプロセスについては、そういった350万件のデータを基に調査をしてとかといったことは承知しているんですけども、具体的に、例えば立地であったりとか築年数であったりとか、それぞれの物件にそれぞれの状況があるという中で、国が統計データとして処理をする中で決定された金額が単身世帯で2万9,000円だったと承知しております。例えば同じ地域にあっても、角地であるとか築年数が経過しているとか、あるいは、貸手と借手の状況に応じて家賃が変動したりとか、そういったいろんなファクターがあるので、その部分を分析するというのは、自治体単独ではなかなか難しいかなと思っています。このあたりを国としてどう考えるかっていうところは、しっかり議論はされているのではないかなと思っておるところでございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 金子委員。

○委員（金子秀一君） 高度経済成長時代に山側にあった家が空き地になっているっていう、北九州市には大きな問題があって、安くしてでもそこに住んでいただきたいという家の持ち主の方が、家賃の相場を下げた皆さんに御提示している部分が加味されても、そこはどうかかなと。北九州市の特有の問題と生活保護に係る住宅に関しては、そこは国としても考えていただ

かないといけない中身なのではないかなと思っておりますので、ぜひ基準の中にそういった考えも組み込んでいただけるように頑張ってくださいないかなと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。私からは以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほか意見、質問はありますか。

ほかになければ、本件については慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、陳情第206号、児童養護施設における児童虐待等の実態についてを議題といたします。事務局に文書表を朗読させます。事務局。

（文書表の朗読）

本件について当局の説明を求めます。子育て支援課長。

○子育て支援課長 それでは、陳情第206号、児童養護施設における児童虐待等の実態についてに関する当局の考え方を御説明いたします。

本施設を運営する法人は、若松区にある昭和53年認可の社会福祉法人で、同区内において児童養護施設のほか、児童家庭支援センター及び自立援助ホームを運営しております。令和6年10月末現在で、児童養護施設には30人、自立援助ホームには3人の児童が入所しております。法人の役員は、6名の理事と2名の監事で構成されており、現理事長は令和5年3月に理事に就任した後、本年8月に理事長に就任しております。

まず、今回の陳情等を受けまして、この社会福祉法人の所轄庁である市として事実確認を行うため、施設職員等から聞き取りを行うなど、現在調査を進めているところでございます。また、労働基準監督署も同様に、給与の未払い等、同署が所管する事項について、現在調査を進めていると聞いております。

なお、施設に関わる大人の言動は、そこで生活する子供たちに与える心理的な影響が大きく、陳情の中でも触れられております、子供を前にして行われる職員に対する罵声や怒号など、パワーハラスメントが疑われる行為については、面前DVに該当し、児童虐待に当たる可能性もあることから、パワハラが疑われるような言動は決して行わないよう、調査の過程を通じ、既に法人に対して指導しております。

本市としましては、現在一つ一つ確認作業を進めているところでございます。その結果、仮に陳情の中で指摘されているような不適切な法人運営が確認された場合は、市として厳正に対処したいと考えております。

いずれにしましても、児童養護施設や自立援助ホームで生活する子供たちが安全に安心して生活できるよう、今後も法人や施設関係者のみならず、関係機関とも連携しながら、適正な施設運営が行われるよう、引き続き適切な指導に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○委員長（村上直樹君） ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。質問、意見はありますか。日野委員。

○委員（日野雄二君） この陳情なんです、陳情者が来ていない。この中身のような、これだけのことがあったら、もう警察案件になっていてもおかしくないのに、その辺の信ぴょう性がどうなのかと。児童養護施設は、非常に厳しい中でいろんなことを運営しています。働く方も本当に困っている状況がいっぱいあると思う。そんな中、それぞれ一生懸命やっているわけです。そうした中でここに書いてあるようなパワハラは、ゼロとは言えないかもしれない、起きることはあり得るだろうと思いますけれども、ここまでの中身であれば警察案件になってもおかしくないのに、それがそうっていないってことで、この陳情を真剣に考えていいかどうか。当局の答弁をもう一遍。

○委員長（村上直樹君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 我々も、こういった陳情を受けまして、施設に聞き取り調査を行っております。聞き取り調査の結果において、現役の施設職員からは、そういったパワハラと取られる行為を受けた職員はいないという事は確認してございます。ただ一方で、陳情者を含めて、既に施設を退職した職員の一部からは、そういった行為、パワハラを感じるような言動があったという証言というか、御相談というのはいただいているという状況でございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 日野委員。

○委員（日野雄二君） 門司にも児童養護施設がありますよね。2つあるんですが、一生懸命全力で頑張っているし、そこで子供たちも本当に力強く、社会でちゃんとできるように、そんな指導もいろいろとやっていますし、職員は本当にぎりぎりだろうと思います。経営も厳しい部分がいっぱいあるかと思う。そんな中、陳情者も出てこないで、一方的にこういうものを出していること自体が私は疑問でなりません。市は、施設側の立場にもなってしっかりやるということも大切な部分だろうと思いますから、その辺は私から強く要望しておきます。

○委員長（村上直樹君） そのほか質問、意見はありますか。荒川委員。

○委員（荒川徹君） 今日野委員が言われたように、この陳情書の中身は非常に重大な内容になっていますよね。パワハラだとか、それから、賃金の未払いとか、あるいは、要件を満たしていない人事とか、適正な手続が取られていないような運営の在り方とか、非常に中身は重大だと思っております。改めて児童養護施設というのはどういう施設かということですけども、保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護する施設という非常に重要な役割があるし、全国児童養護施設協議会のホームページでは、子供たちの生活の場だと。できる限り家庭に近い、落ち着いた雰囲気の中で生活を送れるよう心を配っていますと。そういう意味では、子供たちにとって非常に大事な施設であること

は間違いないと思いますので、子供たちのそういう場である施設で、運営する側が不正常的な状態にあるとすれば、これは重大な問題だと思うんです。それで、先ほど、現在陳情を受けて調査をしていると説明がありましたけども、調査の結果がいつ頃まとまるのかというのを教えていただきたいのと、それから、労基署も動いていると言われたけども、関係機関との連携、事実関係の調査等についてはどうなっているか。そこをもう少し詳しく教えていただきたいと思っています。

○委員長（村上直樹君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 施設職員等への聞き取りについては、これまで3回行っておりますけれども、全ての職員へのヒアリングを終えていませんので、調査の期限がいつまでというのは現時点では申し上げられません。そこは、ただいたずらに引き延ばすというつもりもございませんので、できるだけ速やかにということは考えてございます。

あとは、労基署等関係機関との連携状況ということで、労基署とも連携というか、連絡を取りながら、状況確認をしているところでございます。労基署も何度か施設を訪問して、それはいずれ結論というか、何らかの指示なり是正勧告なりがあればあるでしょうし、そこら辺はこちらとしても結果を待っている状況でございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 子ども家庭局の権限を越える問題もあるわけでしょう。ですから、その辺は連携を取りながらと言われるけども、そこは運営全体に関わる問題ですから、結果を待っているとかということじゃなくて、しっかり連携して、事実関係を調査して適切に対応することが必要だと思います。まずはそこをしっかりとやっていただきたいと思いますし、十分な調査をした結果をできるだけ早く示していただきたいし、正常な運営がしっかりと保てるように市として取り組んでいただきたいということを要望しておきたいと思います。以上です。

○委員長（村上直樹君） よろしいですか。そのほか質問、意見はありませんか。伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） 調査に関してですけども、先ほど役員に理事が6名と監事が2名いるという説明があったと思うんですけど、事実はまだ明らかにされていないんですけど、こういうような状況になったときに大きな役割を果たすのが監事なんです。実際、施設の運営方針に基づいて、年間でどのような活動がされているのかというのを監事がしっかりとやって、それを報告するといったことが決まっているし、監事の役割というのは年々重要になってきているんです。もうお飾り監事なんて要らないんですよ。そこが大きく問われるような時代になってきている。そういう中で、監事監査報告でどういう報告がされてきたのかというのを併せてしっかり見ておいてほしいと思うんです。問題なし問題なしって来ていたら、それが事実ならば、要するに監事の役割をされていないということですから、監事監査の報告にも注目していただいて、調査の対象にも入れていただきたいと思います。要望です。

○委員長（村上直樹君） そのほか質問、意見はありますか。金子委員。

○委員（金子秀一君） 先ほどの荒川委員の質問では、期間を決めていないというお話でしたけれども、守られるべきは子供たちの権利じゃないかなと思いますので、一刻も早くこの中身について、各関係機関とも連携を取りながら御判断をしていただきたいなと思います。要望とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○委員長（村上直樹君） そのほか質問、意見はありませんか。鷹木委員。

○委員（鷹木研一郎君） 今確認中で、調査中ということだったんですけれども、この施設ができたときに、当時僕は議長として開所式で御挨拶をさせていただきました。陳情書の信ぴょう性というのは僕も分からないんですけれども、とても開放的で自然と調和していて、すばらしい施設で、ここでは子供たちが安心して生活ができるんだろなということを思いながら御挨拶をさせていただいたことをよく覚えております。とにかく働く方の働きやすさというのはもちろんであると思っておりますし、施設の中心は子供たちであると思っております。まだ調査中で、確認中というところで、要望でも何でもありませんけれども、僕が願うことは、ここで生活を送る子供たちが毎日健やかで、正常にきちんと生活ができて学校に行けるようにということで、大人として見守ってあげたいなと思っております。これも個人的な意見であります。

○委員長（村上直樹君） そのほか質問、意見はありますか。山本委員。

○委員（山本眞智子君） 私も1点だけですけれども、ここに書いてあることが実際にあるってということになったら、大変なことだと思っておりますが、陳情者の方もお見えになっていないし、これだけのことを委員会で審議しないといけないっていうことは、すごく重要で、私たちもどういう判断をしていいか実際分からないんですが、これだけ言われている側の意見もしっかり聞いていただきたいなって。一方だけじゃ、私たちもこれだけを読んで一方的なことを聞かされて、何をもって判断していいか分からないし、言われている側も言い分があると思うし、そもそもこのことに関して私たちが委員会で審議すべきものかっていうのもよく分からない中で、言われている相手側の話もきちっと聞いていただきたいと。その上で、子供たちがきちっと成長できるような施設にしていきたい。速やかに事実確認というのをきちっとやっていただきたいと思っております。相手方というか、両方から聞いてください。よろしく願いいたします。

○委員長（村上直樹君） 小宮委員。

○委員（小宮けい子君） 今山本委員が言われたのと同様で、これだけを読んだときには、非常に驚きました。だから、調査っていうところでは、双方の意見をしっかりと聞いて、そして、今ここにいる30人と3人の子供たちが心穏やかに、豊かに生活できるっていう方向を、今子供たちはここで生活しているんだから、子供たちにとってということを考えて、できるだけ早く進めていただきたいと思います。意見です。以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほか質問、意見はありますか。井上委員。

○委員（井上しんご君） お伺いいたします。

情報としては、今日ここにある陳情書しかないんですけども、自分自身は個人的にボランティアで1回施設にお伺いしたことがあって、子供たちと接する機会がありました。しんご君とかと呼ばれて、絵を描いてもらったりしたんですけど、子供たちの顔も思い浮かべながらという形です。そこで、今回この文書を見ながら、罵声、どなりつける、土下座とか、ここはパワハラに該当する案件だと思うんですけど、また一方で、残業代が未払いとか、給料不支給とか手当が出ていないとか、こういったことってというのは労働争議の問題だと思います。そういった問題と、あとは施設の運営について要件を満たしていないとか、措置費の請求ができないという問題なのかなと思います。労働争議の問題については、先ほど労基署も入っておられるということでしたが、自分はこれを聞いて何ができるかと。非常に個別の案件でもありますので。今日は情報もこれしかないということで、双方、会社側というか施設側の意見、また、労働者側の意見を聞きながらということになると思います。自分も、これまでいろんな労働争議とかの相談がありましたが、議員活動では困難なんです。議会でもなかなか対応できないし。そういったところで、自分は労働組合にも入っていますし、そういった労働組合を結成して団体交渉という場にもこれまで参加してきて、何とか解決についていうことでいろいろと動いてきました。ある介護施設でも、施設側と職員側で対立してしまったら、どっちの言い分もそうだなという感じで。結局、職場でそういった対立が生まれれば、利用者の方がどういう気持ちなんだろうかと自分も思ったんです。自分がもし子供の立場で親を預けるとすれば、さすがにそういった対立がひどいところには預けたくないなっていうのが正直あって、その場ではなるべく双方、労働者側も会社側もお互い歩み寄って、利用者さんの立場に立って何とかいい解決をもって思ったことがありました。ですから、今回のケースについては、非常に個別の案件ですし、労働組合等を結成して団体交渉するとかという部分では自分も力になれるのかなとは思いません。

それで、行政に関係するところとしては、施設運営の部分です。要件を満たしていないということがここに書かれていますけども、要件を満たしていないというのは調べたらすぐ分かる話、聞き取りとかはせずに帳簿等を調べれば分かると思うんですけど、こういったことが実際あっているのかというのがまず1点です。

それと、当然執行部が替わったっていう話で、じゃあそういった要件を満たしていないのが以前の執行部からもそうだったのか。そこからずっとやってきたのか。それとも、執行部が替わってからそういう状態になっているのかについて、市の見解を聞かせてください。

あと、この中で、理事会の承認を得ることなくポストを新設するというのがありました。社会福祉法人ですから、いろんな財産の処分であるとか購入であるとかっていうのは全部理事会の決議を受けてやるのかなっていう、通常会社で言ったら取締役会みたいなイメージなんですけども、そういったことがあり得るのか。ポストってどこまでをポストって言うのか分かりませんが、通常理事会の権限っていうか、どこまでの責任を持って経営をやるのかについて

て、一般論で構いませんから教えてください。以上です。

○委員長（村上直樹君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 まず、1点目ですけれども、資格要件を満たしていないんじゃないかというか、必要な人員が配置されていないんじゃないかという施設の状況ですけれども、自立援助ホームは一時的に配置が必要な職員数というのを満たしていない時期がございましたけれども、現在は退職した職員が復職する等して適正な運営体制というのが整えられております。

それから、資格要件の話が出ましたが、施設長なり自立援助ホームの職員などが、その後6名採用されているんですけれども、施設長や自立援助ホームの職員を含めていずれも必要な資格要件というのは満たしている状況でございます。

それから、理事会の承認を得ることなく園長というポストを新設というお話がありました。これも、役員会等で発言ができる立場の職ということで、園長というポストを新設して、理事会においてきちんと新設する説明がなされて決議されているということで、支配下の女性と書いてありますが、それは事実じゃなくて、児童養護施設にもともといらっしゃった主任であった女性職員が選任されたという状況でございます。ただ、園長という言葉が、各児童養護施設で、例えば何々園とついていたら、施設長自体がイコール園長みたいなことがあってちょっと紛らわしいので、現在園長という職はチーフマネジャーという呼称に変更されております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 井上委員。

○委員（井上しんご君） 分かりました。今お話を聞いて、現状そういった要件を満たしていないということはないということと、そういった理事会等で説明があり、報告があり、ちゃんと議決されてやっているということは確認できました。ここにある懸念で、この点に関しては一応クリアしているということだと思います。

自分もよく子供たちにかわいがってもらったってということもあって、関わった中では非常に元気に過ごされていましてし、すばらしい施設だなという印象を持っています。双方の言い分で、当然労働者も権利としては主張ができると思いますけども、それがどんどんエスカレートしてしまえば、子供たちに非常に影響が出るということが、通常会社とは違って、子供たちの生活の場ってということもありますので、そういった部分が拡大しないようにしてもらいたいと思います。労基署も組合等があれば、そういったところの対応ということも重要になってくると思いますし、市としても、できる範囲で双方の対立を収めて、速やかに子供たちが安心して暮らせるような形に持って行ってもらいたいと思っております。当然、大人はそれぞれ言い分もありますし、これまでの自分の経験上、意見の隔たりっていうのも非常にあるとは思いますが、先ほど皆さんが議論されたように、子供たちの施設であるということを中心に、子供たちにとってどうなのかというところを踏まえて進めてもらいたいと思っております。意図せず結果がそうなったケースもあるかもしれませんが、当然北九州市は法律に基づいて

やれるところでありますので、そういったことがあればちゃんと一緒に知恵を出しながら改善に向けて力を尽くしてほしいなと思いますので、要望しておきます。以上です。

○委員長（村上直樹君） よろしいですか。そのほか質問、意見はありますか。

ほかになければ、本件については慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で陳情の審査を終わります。

ここで本日の報告に係る職員を除き、退室願います。

（執行部入退室）

次に、保健福祉局から指定管理者候補の選定結果について、保健福祉局所管分、子ども家庭局から指定管理者候補の選定結果について、子ども家庭局所管分の以上2件について一括して報告を受けます。総務課長。

○総務課長 それでは、保健福祉局所管施設の指定管理者候補の選定結果につきまして御報告をいたします。

タブレットに格納しております資料、保健福祉局指定管理者候補の選定結果についての2ページをお開きください。

保健福祉局では、8件、15施設について、令和7年4月以降の指定管理者候補の選定手続を進めてまいりました。このうち、総合療育センター及び総合療育センター西部分所は、高度な専門性を持つ人材が必要なことなどを踏まえ、条件付公募による選定を行っております。また、東部斎場は、令和7年度から新たに指定管理者制度を導入いたします。指定管理者が変更となるのは、年長者研修大学校周望学舎など3施設とふれあいむら社ノ木デイサービスセンター、介護実習・普及センターの3件でございます。指定期間は、総合療育センター及び総合療育センター西部分所は令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間、その他の施設は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間でございます。

選定に当たりましては、学識経験者などの第三者により構成された指定管理者検討会において、指定管理者としての適性や管理運営計画の適確性などの選定基準により検討を行い、その結果に基づいて選定をいたしました。詳細につきましては、3ページ以降が施設ごとの選定状況の資料となっておりますので、そちらを御覧ください。また、条件付公募を行いました総合療育センター及び総合療育センター西部分所は、別冊の提案書、収支計画書を御確認ください。これらの選定結果につきましては、市のホームページで公表を行う予定でございます。

なお、指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を経る必要があり、令和6年12月議会で議決をいただいた後に正式に指定したいと考えております。

以上、簡単ではございますが、御報告とさせていただきます。

○**委員長（村上直樹君）** 総務企画課長。

○**総務企画課長** 子ども家庭局所管施設の指定管理者候補の選定結果について御報告いたします。

タブレットの子ども家庭局指定管理者候補の選定結果についての2ページをお開きください。

子ども家庭局では、8件、48施設について、令和7年4月以降の指定管理者候補の選定手続を進めてまいりました。今回、指定管理者が変更となる施設は、藍島保育所でございます。

選定に当たりましては、学識経験者等の第三者により構成された指定管理者検討会において、指定管理者としての適性や管理運営計画の適確性などの選定基準により検討を行い、その結果に基づいて選定をしております。なお、指定期間につきましては、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間となります。詳細につきましては、3ページ以降の施設ごとの選定状況に関する資料を御覧ください。これらの選定結果につきましては、市のホームページで公表を行う予定です。

なお、指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があります。令和6年12月議会で議決をいただいた後に正式に指定したいと考えております。

以上、簡単ではございますが、御報告とさせていただきます。

○**委員長（村上直樹君）** ただいまの報告に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。質問、意見はありませんか。白石委員。

○**委員（白石一裕君）** ざっくりした質問ですけど、本会議でも聞いたんですけど、今回の指定管理者制度の見直しで、わざわざ1年延ばして、新たに5年ということだったんですけど、指定管理者は、引き継ぐ、引き継がないはあるんですけど、新たに参入されたところも当然あるんでしょうけど、全体でどの程度、以前運営されていたところが継続的にやられているんですか。それぞれの局でざっくり教えてください。

○**委員長（村上直樹君）** 総務課長。

○**総務課長** 指定管理者の変更の状況でございますけれども、保健福祉局所管の施設につきましては8件ございますが、そのうち3件で変更がございます。変更があった施設は、年長者研修大学校と介護実習・普及センター、それから、ふれあいのむら社ノ木デイサービスセンターでございます。以上でございます。

○**委員長（村上直樹君）** 総務企画課長。

○**総務企画課長** 子ども家庭局所管の施設におきましては、指定管理者の変更があった施設は1施設になります。北九州市立藍島保育所となっております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君）白石委員。

○委員（白石一裕君）ありがとうございました。

これもざっくりした話なんですけど、指定管理者制度の見直しで、今回皆さんは御苦勞されたと思うんですけど、詳細については調べていないんですけど、今回見直したことで新たに参入されたところ、できなかったところ、様々あると思うんですけど、皆さんの思いとしてどんな感想というか、今回の見直しについてどんな思いをお持ちか。ざっくりした話で教えてください。

○委員長（村上直樹君）総務課長。

○総務課長 令和5年度に市政変革推進室が指定管理者制度の見直しを行ったわけですが、その2つの大きな柱の一つに、事業者が応募しやすい仕組みづくりというところがございます。そういったところで、指定管理料の上限額の算定ルールの整備でありますとか、指定管理期間の長期化、そういったことに取り組んでいるところでございます。今回もそういった制度見直しの趣旨にのっとりまして、多くの事業者に応募いただけるように、事業者が応募しやすい仕様変更でありますとか、参加必須の募集説明会を任意参加にするであるとか、あと公募前の事業者との意見交換会を実施する、また、募集期間を長期化する、こういったことをしながら、より参入しやすい状況を整備してきたつもりでございます。

その結果、保健福祉局につきましては、新規を除きます7件中5件に複数の団体から事前の説明会に参加があったんですけども、実際に複数の団体がお申込みをしたものは3件となっております。説明会には参加したんですけども、最終的な申込みに至らなかった団体に理由を尋ねたところ、労力や経費を考えるとなかなか対応が難しいといったことや他施設への指定管理者にも応募するので、それで精いっぱいですと、そういったようなお話がございました。こういった声も聞きながら、今後も引き続き、今回の選定の過程なども振り返りながら、より参加がしやすいような状況について、どういったことが必要かということも考えながら、また次回の選定については行っていきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君）総務企画課長。

○総務企画課長 子ども家庭局でも、今保健福祉局から説明がございましたような手順を踏んでおります。また、新規参入が見込める事業者さんに事前に面談を行い、お話を聞いて、説明会への御参加などを御案内したところでございます。しかしながら、参加に至らなかったところの理由を確認いたしますと、1社のみでは対応が難しいであるとか、支社では対応できないぐらいの規模感があるとかというようなこともございました。我々といたしましても、いかにして今後ますます競争性等々を高めるような取組ができるかということを考えていきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君）白石委員。

○委員（白石一裕君）ありがとうございました。

今回の指定管理の在り方については、突然、市の一方的な都合で1年延長できないかということで、その間に見直すということが発表されて、先ほど御説明がありましたけど、人員の確保だとか様々な観点からちゅうちょしたとか、いろんな問題点が発生していると思います。そういう中で、継続できるところはよかったですでしょうけど、できなかったところ、また、新たにその時間を得て手を挙げることができたところもあると思うんで、今後は、なぜこういった見直をしたのかっていうことを、今までも十分説明はされているんでしょうけど、相手が理解できるように、皆さんが指定管理の在り方そのものを事業者さんに対して丁寧に説明していくということが物すごく重要だと思いますので、その辺の周知をよろしくお願いいたします。以上です。意見です。

○委員長（村上直樹君） そのほか質問、意見はありますか。荒川委員。

○委員（荒川徹君） 保健福祉局と子ども家庭局それぞれ、現在の指定管理者から変更になるところが幾つかありますけども、概要でいいんですけど、どういうことで変更になるのかというのを教えていただけますか。

○委員長（村上直樹君） 総務課長。

○総務課長 保健福祉局で指定管理者が変更になりますのは、先ほど御紹介した3件でございますけれども、まず年長者研修大学校、北九州穴生ドームにつきましては、前回の指定管理者が北九州市社会福祉協議会とNPO法人里山を考える会で構成いたします北九州市シニアネットワークアカデミー共同事業体でございましたけれども、今回、生涯現役夢追塾という業務になるんですが、こちらを指定管理の業務から切り離しまして、業務委託をしております。その関係上、前回は共同体で提案があったんですけども、今回は北九州市社会福祉協議会単体の応募となっております。

それから、ふれあいのむら社ノ木デイサービスセンターにつきましては、前回の指定管理者である社会福祉法人春秋会からの応募がございました。それで、今回応募がございました社会福祉法人年長者の里が選定されているというところになっております。

あと、介護実習・普及センターにつきましては、以前から同じ場所で委託で実施していた介護ロボット等導入支援・普及促進センター運営事業と高齢者排泄総合相談事業を指定管理の業務として包含しております。その関係上、前回の指定管理者であります北九州市福祉事業団からの応募はなく、介護ロボット等導入支援・普及促進センターの業務を受託しておりました麻生教育サービス株式会社が選定されているというような状況になっております。以上です。

○委員長（村上直樹君） 認定管理担当課長。

○認定管理担当課長 子ども家庭局所管分で今回候補者が変更しております市立藍島保育所について御答弁申し上げます。

藍島保育所は、現在、一般財団法人北九州市母子寡婦福祉会様に管理をやっていただいておりますけれども、実は令和7年度以降の公募をさせていただいたときに、最終的に応募いた

いた団体というのが今回候補者として上げさせていただいておりますNPO法人いっしょに様の1団体でございました。北九州市母子寡婦福祉会様からは、従前より現在の指定管理期間をもって団体の経営の判断として藍島保育所の管理からは手を引くという相談というか、事前のお話をいただいております、意見交換を重ねてまいりましたが、最終的に1団体のみの応募となったものでございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 保健福祉局の関係では、ふれあいのむら社ノ木デイサービスセンターが替わったということで、応募がなかったということなんですけど、応募しなかったのは団体の任意なんだろうけど、何か理由があるんですか。これは子ども家庭局にもお尋ねしたいと思いますが。

○委員長（村上直樹君） 介護サービス担当課長。

○介護サービス担当課長 ふれあいのむら社ノ木デイサービスセンターについてですが、現法人が応募しなかった理由としましては、現法人自体は問題なく運営していただいておりますけども、この法人は市内でも施設や事業所を数多く運営しておりますので、当法人の事業に専念したいということで今回は辞退したということ聞いております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 認定管理担当課長。

○認定管理担当課長 藍島保育所についてでございますが、今限りで北九州市母子寡婦福祉会様が手を下ろすということの最終的な理由については、法人の経営判断ということをお聞きしておりますが、今回新たに応募いただきましたNPO法人いっしょに様の関係者の方といたしますのが、もともと北九州市母子寡婦福祉会様におられて、藍島保育所の運営などにも携わったことのある方が法人を設立されて、ぜひ指定していただきたいとおっしゃっていますので、もしかしたらスタッフの体制の関係などもあるのかもしれないと推測はしております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 今人手不足が非常に深刻だと言われているので、そういうところも反映しているのかなという気もするんですけども、施設が本来の役割をしっかりと果たせるように、指定管理者制度の下でもそれはやっていただきたいとそれぞれの局にお願いしておきたいと思えます。

それと、総合療育センターが条件付公募で、また新たに3年間の公募になっているわけですが、前回公募したときと今回の公募に当たって、どこか前回よりもこういうところが改善されたとか、何かそういう要素がありますか。条件付公募の場合は点数はつけていないんですよね。

○委員長（村上直樹君） 障害者支援課長。

○障害者支援課長 総合療育センターの指定管理で、今期と次期における変わった点、改善された点でございますけども、総合療育センターは医療と福祉の複合施設というところで、様々

な、多くのサービスを行っているところでありますけども、発達支援の初診待機というところで非常に時間がかかっているというところにつきましては医師の確保であったり、あとこちらは児童発達支援センターという通所のサービスもやっていますので、そこへのつながりも含めて、保護者の方の不安を軽減する取組ということを今後も総合的にやっていくという提案はございました。

それと、もう一つ、障害児・者の日常生活を支える福祉用具を市内業者と共同開発していくというところで、具体的にはその方の状況に合わせて変形できるような、そういった歩行器の開発も市内の業者と共同研究していくというような新たな提案もございました。障害児にとって非常に大事な施設でありますので、そういった福祉用具などの取組も本市として支援していきたいと考えております。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 分かりました。総合療育センターは、非常に重要な施設ですので、以前から専門スタッフの充実とか、あるいは、新たな医療機器等の整備とか、これは要望してきたところですが、今後ともしっかりとやっていただきたいということを要望しておきたいと思います。以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほか質問、意見はありますか。小宮委員。

○委員（小宮けい子君） 保健福祉局の指定管理についてお伺いしたいと思います。

保健福祉局も子ども家庭局も両方とも見ていった中で、社会貢献、それから、地域貢献っていうところが指定管理者検討会の中でいろいろとやり取りされているっていうこと、そこが一番大切なところだと思って読ませていただきました。その中の選定基準として社会貢献、地域貢献っていう部分で、自治会活動で地域貢献をしているっていうことで市から表彰を受けているにもかかわらず、これは新門司老人福祉センターなんですけど、評価が5段階で2っていうつけ方をしている。構成員の方の感覚ではあるんだろうと思うんですけど、地域貢献っていう部分を全部見ていったところで、地域貢献でそこまで低い評価をつけているものは一つもなかったの、市が評価している団体に対して、どうして2がついたのかなと。それも、ましてや、3年前ぐらいに市から表彰を受けている団体がそうなるのかなって思いました。ここのところの見解を聞かせていただきたいと思います。

○委員長（村上直樹君） 長寿社会対策課長。

○長寿社会対策課長 新門司老人福祉センターの選定結果で、今度の指定管理制度の導入から、新たに社会貢献、地域貢献で10点というのが追加されてというところだと思います。自治会等の表彰を受けているのに点数が低い理由というところなんですけど、すみません。自治会の表彰を受けているというのは、私が認識していないところではあるんですけども、この事業者さん自体はもちろん地域の事業者さんで、入浴施設の運営に食堂として入られて貢献をされているという現状はございます。

それから、今回の指定管理者の募集では、温浴施設とそこでのいろんな活動をうまく運営していくというところでの提案をほかの2社と併せて御提案をいただいたんですけども、社会貢献の部分は、もちろんいろいろと御提案があったんですけども、選考委員全体の意見の中で、そのあたりはいろいろと思いは持っておられるんですけど、相対的に見たときに実現がどうかとか、そういったところをほかと比較したときにどうかというところの結果として2点という結果が出ていると認識しております。

一方で、ここ自体は地元の事業者さんなので、地元団体に関する優遇措置というところで、5点の追加点は付与しているというところでございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 小宮委員。

○委員（小宮けい子君） 全体的に見たところで、具体的なものがないとかというところは読み取ることができました。ただ1点、私が疑問に思ったところは、構成員さんの中で、構成員さん自体の感覚であろうとは思いますが、市が令和3年に表彰している団体であるのに、その方に2をつけているっていうところで、どうしてかなと非常に疑問に思いました。検討会の中でも、地域でやっていること、地域とのつながりっていうことをかなり質問されて、そして、それを答えていらっしやったので、だから、ここの福祉をしていく中で一番大切にしていかなければいけないっていうところの判断の基準を、もっとしっかりと据えていただければと思います。要望です。

○委員長（村上直樹君） そのほか質問、意見はありますか。日野委員。

○委員（日野雄二君） そもそも指定管理者の在り方というか、私は疑問に思っているんです。ただ、審査員がいて、それで点数をつけて決めるという。これが公平だとあなたたちは思っている。私は違うと思っているんです。入札の場合は、やってきた実績のあるところはマイナス点がつく。だけど、指定管理者は、当然ながらやってきたところの実績はプラスに考えないといけない。新たなところにもチャンスを与えないといけないというのは分かるんだけど、私が一番言いたいのはどの部分かという、門司の市立病院が指定管理者になるときに、行政はとんでもないことをやっているんです。村度の極みみたいなことをやっている。別に村度はあってもいいんです。私はそれが悪いとは言わない。だけど、そんな決め方で選ばれた門司の市立病院の指定管理者。それがまた継続して選ばれた。それも下関。私は下関の学校を出ているから、本当は下関を盛り上げたいとは思っています。だけど、そうじゃなくて、私は地元優先ということが大切な部分だろうと思っています。そんなときに、今でもまだそこがやっていて、選ばれたときのメンバーもなかなか教えなくて、本会議でやるっていったら教えてくれたんです。そして、見たらとんでもない数字でしたから。そんな中、今はこうやって点数を公表していますよね。それで公平で堂々とやっているから間違いありませんと言っているんですが。新門司老人福祉センター、これはどうしてできたか。皆さんはいきさつを御存じないと言う。あれは、ただ1か所から出たお金で建てたものではないんです。同和対策のお金も1億5,000万円

ぐらい使っているんです。それで建てた施設で、その施設の管理はどうぞ松ヶ江南自治区会で運営してくださいと、やってくださいとお願いしたんです。これは、新門司にごみ処理工場を造ったんで御迷惑をかけます、この部分は地元対策で老人福祉センターを造ります、ごみ処理の熱を使って温水プールを造りますっていうことで造ったんです。だけど、地元ができないからっていうんで、そのときに受けたのが事業団でしょう。市の第三セクターがずっとやっていた。その事業団は和布刈会館っていうのもやっていたんですが、もうできないからって。事業団の代表は、門司の自治総連合会の会長なんです。できませんとって、前回の指定管理者の募集をやったときに株式会社トキワビル商会というのが選ばれた。悪いけど、トキワビル商会は飯塚ですよ。麻生太郎の付度があったのか。そんなことまで言いたくはないけど。地元が手を挙げている。一方のぱいおにあという会社。これは障害者のいろんなことをやっているところなんです。そして、これは自治会と一緒に協力してやっているところ。そこが11点差で負ける。負けたからしょうがないではなくて、当初の考えでは自治会にやってくださいと言っているのに、事業団にしたって、どこにしたって、できなくなったら地元の自治会に戻すべきである。指定管理者ではなくて。指定管理者制度でもいいんだけど、そこに戻すということが当然だろうと思うんだけど。何十年も前のことだから知らないと言ったらそれまでだけど、これはどう思っているの。これでいいと思っているんですか。

○委員長（村上直樹君） 長寿社会対策課長。

○長寿社会対策課長 もともとの新門司老人福祉センターの設置趣旨で、新門司工場の設置に当たって1つの代替施設としてできたという経緯があり、地元の事業者でできるところを育成してきたのに、指定管理者をそこではない民間事業者に決めることの可否についてのお尋ねだったと思います。

ここは、あくまでも平成18年から指定管理制度を導入しておりまして、もちろん新門司工場の設置というものはございますので、それをしっかりと、今回選考委員の皆様にも御説明をしております。それから、選考委員の中には、地元のそういった経緯を知っているメンバーも2名ほど入れさせていただいております。ですが、この施設自体は、もちろんもともとの設置趣旨というのはございますけども、公の入浴施設で、それから、高齢者の方が利用される福祉施設ということでございまして、衛生管理という面がかなり重要と考えております。特にレジオネラ菌とかで温浴施設での死亡事故とかというのもある中で、高齢者をメインとする施設ですので、そこが大変重要なところだと考えております。なので、もちろんもともとの経緯はあるんですけど、その点を踏まえまして、きちっとそれができる施設というところで、公平に、総合的に見させていただいた結果と考えております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 日野委員。

○委員（日野雄二君） 公平、公平と言うけど、この施設はそうじゃなくて、建てるときに一筆入れているんですよ。同和対策の費用も使ってやるので、それも入れて、どうぞやってください

いと。でも、今できないからって事業団がやったわけ。それをやめるときには戻す、そこにやるということは一筆入れているんだから。悪いけど、温浴施設のプール、老人が歩くプールなんです。子供たちは何も利用できないんです。あれも、もう間もなく見直して、40年間で25%に削減する中で、門司はプールが4つあるんですが、3つはもうやめる。これはその75%の中の1個です。だから、最後は地元に戻してやるべきものであって。温水プールは子供たちは全然利用できません。歩行で遊泳するような、プールの中の歩行みたいな。子供が飛び込みよったら、親を怒ってもう利用させない。そんなプールなの。だから、地元の方がしっかり関わっておかないと駄目だよということなの。これは、自治会が市長といろいろと約束しているんです。今の市長は、選挙のときにもいろいろと。地元にもその辺も含めて戻すようなことも。これが分かれば、地元の自治会長も怒り狂うやろうね。ごみ処理工場はもうやめろと、どっかに持っていけと。これはそんなことをずっとやってきているんですよ。やってきた中で、これをまた飯塚の業者が。やっているところも一生懸命やっています。私も知っています。だけど、飯塚なんです。悪いけど、地元でやるべきものはやらないと。ましてや約束事で書いている。それが何十年も前のものだから、そんなの関係あるかと思っているんなら、とんでもないことであって、その一筆は大きな一筆であるということを私は指摘しておきます。これはどうなるか。私もそれ以上のことは。私が選んだんではないからと、言い逃れをするしかない。だけど、あなたたちは言い逃れできない。これは、私は問題としておきますから。終わります。

○委員長（村上直樹君） 長寿推進部長。

○長寿推進部長 今の日野委員の御意見でございますけども、先ほど課長が申しましたとおり、地元環境工場ができる折に代替施設として新門司老人福祉センターを設置させていただいたということは承知をしております。新門司老人福祉センターにつきましては、まつがえ荘という愛称をいただきまして、昭和53年の開館から45年以上たちますけども、地元をはじめとする市民の方々に大切にに使っていただいていると認識をしております。そのため、まずはできる限りの管理を行いながら、施設の機能を安全に維持していくということが重要と考えてございます。それがベースとなりまして、来館いただいた市民の方々への様々なサービスの充実を図っていくということができると考えてございます。今回、御覧いただいておりますように、どの応募者も十分な点数は取得しております、工夫を凝らした提案もいただいております。どの応募者も施設運営不適格ということではなかったと認識しております。ただ、その中で、この施設の特性も踏まえまして、最も運営に適すると思われる応募者を選定させていただいたところがございます。結果として、地元での運営という形にはならなかったところがございますけども、例えば地元雇用させていただいているの方々にもこれまで施設運営に御尽力いただいております。現在の指定管理者もそれは認識しております、検討会、ヒアリングの中でも、地元雇用最優先と考えているという発言もございました。また、これまでも地元と運営事業者、また、市が意見交換する場も設けまして、地元からの意見にも対応しております、これは継

続していくこととしたいと思っております。そういったことも含めまして、今後も地元が御要望されていることとのかい離を少しでも減らしながら運営を行っていきたいと考えております。これは、地元の方々にも説明を尽くしたいと思っております。御理解をお願いできればと思っております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） よろしいですか。そのほか質問、意見はありますか。井上委員。

○委員（井上しんご君） 指定管理者制度は、もう始まってから結構時間がたつと思います。当初は、市の公共的な施設、公共労働をそういった民間委託という形で、いろいろとそれに対して本来市がすべきだけ民間の利益のためにみたいなイメージがあったと思うんですけども、近年そんなに市からの委託料は多いわけでもなくて、運営する側もいろいろと苦勞されて、運営されているというのが実情だと思っております。少ない委託料の中でどれだけサービスの質を下げずにやっていくかと。今回撤退したところも、いろんな人員配置の問題とかがあると思うんですけども、恐らく受けられた方たち、手を挙げられた方たちというのは、何とか地域のためについていう思いでされている。何か特段もうかるからとか、そういった当初の導入時代に若干あったようなことについていうよりも、むしろ地域貢献という部分が強いのかなと感じています。その審査が点数についていうこともあって、妥当性について、市民から見て、誰が見てもそうだなって思ってもらえるような形で地元の方を委員に入れたりとか、そういった部分で市としてもこの制度の維持のために工夫されているというのが実情と感じています。今回受けられたところも、少ない枠の中で、これから市の施設、ある意味、一緒に公共労働を担っていただいていう、北九州市からすればパートナー的な団体、企業さんだと思いますので、今後行政も地域のいろんな声を聞く機会があると思いますし、今回受けていただいたところと一緒に連携しながら、よりよい施設運営をやっていけるように力を尽くしてもらいたいと思います。以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほか質問、意見は。

ほかになければ、以上で報告を終わります。

ここで執行部は退室願います。

（執行部退室）

それでは次に、所管事務の調査を行います。

新型コロナウイルス等感染症への対応について、いきいき長寿プランについて及び子育てしたいまちづくりについての以上の3件を一括して議題といたします。

本日は、以上3件の調査事件について取りまとめを行いたいと思います。正副委員長において作成した報告書案をお手元に配付しております。この報告書案について御意見はありませんか。

○委員（荒川徹君） 1つ確認ですけど、この間示していただいたときに特に意見は出なかったもので、中身は一緒と考えていいんですか。中身は変わっていないんですか。

○委員長（村上直樹君）変わっていません。

○委員（荒川徹君）変わっていませんね。分かりました。

○委員長（村上直樹君）いいですね。

それでは、本件をもって本委員会の報告書としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で所管事務の調査を終わります。

本日は以上で閉会いたします。

保健福祉委員会 委員長 村上直樹 ㊟